

令和 6 年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

本仕様書は、長野県千曲建設事務所（以下「委託者」という。）が委託する産業廃棄物収集運搬及び処分業務の仕様を定めるものであり、業務受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき業務を行うものとする。

本仕様書に示されていない事項であっても、委託者が業務遂行上必要と認めた場合、受託者は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1 業務名

令和 6 年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務

2 目的

本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守し、委託者が排出する産業廃棄物を受託者が収集・運搬し処分するものである。

3 履行期間

契約の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 作業内容

（１）産業廃棄物の種類

本業務における産業廃棄物の品目は、木くず、廃プラスチック、金属くず、コンクリートくず、ガラスくず、繊維くず及び混合くずとする。なお、混合くずは、廃プラスチック、がれき及び繊維くずの混合物又はプラスチック及び金属等の部材が一体となった廃棄物を指す。また、木くずは、幹、枝及び葉を含む。

（２）受託者は、千曲市八幡 2-171 千曲建設事務所除雪機械格納庫に集積された産業廃棄物（河川、道路維持作業等の回収物等）の収集・運搬及び処分を行う。

（３）受託者は、排出された産業廃棄物を許可施設にて適正に処分する。混合くずに関しては、中間処理施設にて廃棄物品目ごとに適正に分別した後、処分を行うこと。

（４）委託者から排出された廃棄物は他者から排出された廃棄物と混同して運搬しないこと。

（５）集積された産業廃棄物は委託者の指示により搬出するものとし、委託者から産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を受けること。また、月毎に廃棄物の種類、排出量を内訳表にまとめ委託者へ報告すること。

（６）産業廃棄物の搬出及び処理に係る手数料等の費用については、すべて受託者の負担とする。

5 必要要件

（１）千曲建設事務所除雪機械格納庫に、産業廃棄物を保管するアームロール車専用コンテナ 1 台を常設できる者であること。

（２）木くずの収集運搬に際しては、千曲建設事務所除雪機械格納庫に隣接する収集場所からグラップル搭載専用車両等で受託者が積み込むこと。

6 令和6年度年間予定排出量

品 目	予定排出量	単 位
木くず	200	m ³
廃プラスチック	2	m ³
廃プラスチック（タイヤ）	20	本
廃プラスチック（発泡スチロール）	1	m ³
金属くず	1	t
コンクリートくず	1	m ³
ガラスくず（石膏ボード）	1	m ³
繊維くず	1	m ³
混合くず（廃プラスチック、がれき及び繊維くずの混合物）	5	m ³
混合くず（プラスチック及び金属等の部材が一体となった物）	5	m ³

- ① 予定処理量については増減の可能性がある。
発生箇所 千曲市八幡2-171 除雪機械格納庫 別添位置図のとおり
- ② 木くずは、幹、枝、葉を含む。発生場所は千曲市八幡2-171 除雪機械格納庫の隣接地。木くずの収集運搬は、グラップル搭載の専用車両等を使用して受託者で積み込むこと。単価には積込代も含む。
- ③ 収集運搬の回数を問わず、合計すること。
- ④ 混合くずは、廃プラスチックとがれき及び繊維くずの混合物、又はプラスチック及び金属等の部材が一体となった廃棄物を指すので、受託者の処理場で品目毎に分別後に中間処理することとなる。よって、混合くずの各欄で計上する処分単価は分別単価を計上すること。
- ⑤ コンクリートくずは、無筋コンクリートを指す。
- ⑥ 廃プラスチック（タイヤ）は、規格を問わない。
- ⑦ 契約期間中は、7 m³以上のアームロール車両コンテナを一基、千曲建設事務所除雪機械格納庫に設置する。必要に応じて、コンテナ設置の費用は各単価に含めること。